

## 長野市伝統的建造物群保存地区保存事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、長野市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成28年長野市条例第25号。以下「条例」という。）第12条の規定により、伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）内における建造物及び環境物件を保存するため特に必要と認められる物件の所有者等が行う修理、修景又は復旧に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、長野市補助金等交付規則（昭和61年長野市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保存計画 条例第3条に規定する保存計画をいう。
- (2) 保存事業 保存地区内における修理、修景及び復旧をいう。
- (3) 修理 保存計画に定められた修理基準に基づき行われる伝統的建造物の保存のための増築、改築、移転又は外観に係る修繕若しくは模様替えをいう。
- (4) 修景 保存計画に定められた修景基準に基づき行われる伝統的建造物以外の建造物等に係る新築、増築、改築、移転又は外観に係る修繕若しくは模様替えその他当該保存地区の歴史的風致の維持のため特に必要な行為をいう。
- (5) 復旧 保存計画に定められた復旧基準に基づき行われる環境物件に係る行為をいう。

### (交付対象者)

第3 補助金の交付の対象となる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 保存地区内の物件の所有者（所有者が複数である場合にあっては、その代表者）、管理者又は占有者であって、当該物件に係る保存事業を行うもののうち、次のア及びイに掲げる要件を満たすもの
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
  - イ 市税の未納がないこと。
- (2) 保存事業を行う団体として市長が認めた団体の代表者であって、前号ア及びイに掲げる要件を満たすもの

### (対象経費、補助率等)

第4 補助事業の種類、補助対象経費、補助率及び限度額は、別表のとおりとする。  
ただし、市長が特に必要と認めた場合には、この限りではない。

- 2 補助金の額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 第1項の補助対象経費に対する国、県、市その他団体からの補助金、寄付金、保険金等がある場合は、その金額を除いた額を補助対象経費とする。

### (補助金の申請等)

第5 規則第3条に規定する申請書は、長野市伝統的建造物群保存地区保存事業補助

金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 収支内訳書
- (2) 工事図面（位置図、配置図及び設計図）
- (3) 仕様書及び見積書
- (4) 現況写真（カラー）
- (5) 物件の所有者であることを証する書類
- (6) 物件の所有者の承諾書（補助金の交付を受けようとするものが物件の管理者若しくは占有者又は第3第2号に規定するものである場合に限る。）
- (7) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

3 前2項に規定する申請書等の提出期限は、工事着工の15日前までとする。

（補助事業の内容の変更等）

第6 規則第8条の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき 長野市伝統的建造物群保存地区保存事業変更承認申請書（様式第2号）
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 長野市伝統的建造物群保存地区保存事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）  
（実績報告）

第7 規則第9条に規定する実績報告書は、長野市伝統的建造物群保存地区保存事業実績報告書（様式第4号）によるものとする。

2 規則第9条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 収支精算書
- (2) 実施工事図面（位置図、配置図及び設計図）
- (3) 着工前、工事中及び竣工後のカラー写真
- (4) 補助事業の実施に関する契約書等の写し
- (5) 補助事業に係る領収証の写し
- (6) 施工業者の事業完了届の写し
- (7) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

（補助金の交付請求書等）

第8 規則第12条第2項に規定する請求書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める請求書によるものとする。

- (1) 補助金の額の確定後に補助金の交付を受けようとするとき 長野市伝統的建造物群保存地区保存事業補助金交付請求書（様式第5号）
- (2) 概算払により補助金の交付を受けようとするとき 長野市伝統的建造物群保存地区保存事業補助金概算払請求書（様式第6号）  
（補則）

第9 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月28日長野市告示第 655号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に存する用紙は、当分の間必要な補正を加えて、これを使用することができる。

別表（第4関係）

| 補助事業の種類       | 補助対象経費                                                                                 | 補助率     | 限度額                                                |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------|---------|----------------------------------------------------|
| 修理（かやぶきのもの）   | 現状又は旧状がかやぶきの伝統的建造物に対し行う修理に要する経費のうち、かやぶきのふき替え又はかやぶきへの復原に要する経費（これに伴う小屋組の修繕及び補強に係る経費を含む。） | 10分の9以内 | なし                                                 |
| 修理（かやぶき以外のもの） | 修理に要する経費のうち、外観に係る経費（保存のために必要と認められる構造耐力上主要な部分の修繕及び補強に係る経費を含む。）                          | 10分の8以内 | なし                                                 |
| 修景            | 修景に要する経費のうち、外観に係る経費                                                                    | 10分の6以内 | 建築物にあっては、500万円<br>工作物にあっては、100万円<br>環境要素にあっては、50万円 |
| 復旧            | 復旧に要する経費（樹木の治療に係る経費を含む。）                                                               | 10分の8以内 | なし                                                 |

## 備考

- 1 工事に係る経費については、設計費及び監理費を含める。
- 2 この表において外観とは、屋根、外壁、軒回り、外部に面する建具等の通常望見できる部分をいう。ただし、屋根及び外壁にあってはその下地を含む。
- 3 この表において構造耐力上主要な部分とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号の構造耐力上主要な部分をいう。
- 4 この表において環境要素とは、伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる生垣、庭園、樹木、鳥居、水路等であって、保存計画において特定された環境物件以外のものをいう。

様式第1号（第5関係）

（表）

長野市伝統的建造物群保存地区保存事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年度において、伝統的建造物群保存地区保存事業を下記のとおり実施したいので、補助金 円を交付してください。

記

1 補助事業の目的

2 補助事業の内容

3 補助事業の実施計画

4 補助事業の完了予定年月日

5 関係書類

(1) 収支内訳書

(2) 工事図面（位置図、配置図及び設計図）

(3) 仕様書及び見積書

(4) 現況写真（カラー）

(5) 物件の所有者であることを証する書類

(6) 物件の所有者の承諾書（補助金の交付を受けようとするものが物件の管理者若しくは占有者又は第3第2号に規定するものである場合に限る。）

(7) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

同 (裏)  
意 書

年 月 日

(宛先) 長野市長

長野市伝統的建造物群保存地区保存事業の交付申請に当たって、市税の納付状況を確認することに同意します。

住 所

氏 名

㊞

連絡先 (電話)

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

様式第2号（第6関係）

長野市伝統的建造物群保存地区保存事業変更承認申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定のあつた 年度伝統的建造物群保存地区保存事業の内容を下記のとおり変更したいので、承認してください。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 その他

様式第3号（第6関係）

中止  
長野市伝統的建造物群保存地区保存事業 承認申請書  
廃止

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所  
氏 名  
連絡先（電話）  
〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定のあつ  
た 年度伝統的建造物群保存地区保存事業の内容を下記のとおり 中止  
したい  
廃止  
ので、承認してください。

記

- 中止
- 1 補助事業の 理由  
廃止
  - 2 補助事業の遂行状況
  - 3 補助事業を中止する期間及び補助事業の完了予定年月日
  - 4 その他



様式第4号（第7関係）

長野市伝統的建造物群保存地区保存事業実績報告書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定のあつた  
年度伝統的建造物群保存地区保存事業を下記のとおり実施しました。

記

1 補助事業の内容

2 関係書類

- (1) 収支精算書
- (2) 実施工事図面（位置図、配置図及び設計図）
- (3) 着工前、工事中及び竣工後のカラー写真
- (4) 補助事業の実施に関する契約書等の写し
- (5) 補助事業に係る領収証の写し
- (6) 施工業者の事業完了届の写し
- (7) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第 5 号（第 8 関係）

長野市伝統的建造物群保存地区保存事業補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所  
氏 名  
連絡先（電話）  
〔 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で確定のあった  
年度補助金を下記のとおり交付してください。

記

- 1 確 定 額 円
- 2 概算払いを受けた額 円
- 3 請 求 額 円
- 4 送 金 先

|        |                        |
|--------|------------------------|
| 金融機関   | 銀 行<br>信用金庫 店<br>農 協 所 |
| 口座の種類  | 当 座 普通預金               |
| (フリガナ) |                        |
| 口座の名義  |                        |
| 口座番号   | <div></div>            |

様式第 6 号（第 8 関係）

長野市伝統的建造物群保存地区保存事業補助金概算払請求書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所  
氏 名  
連絡先（電話）  
〔 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定のあつた  
年度補助金を下記のとおり交付してください。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 請 求 額 円
- 3 送 金 先

|        |                                                                                                           |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 金融機関   | 銀 行<br>信用金庫<br>農 協<br>店<br>所                                                                              |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 口座の種類  | 当 座<br>普通預金                                                                                               |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (フリガナ) |                                                                                                           |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 口座の名義  |                                                                                                           |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 口座番号   | <table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|        |                                                                                                           |  |  |  |  |  |  |  |  |  |